

---

# 戦前における小学校遠足の形成過程 及び事故防止対策に関する考察

## － 教師の安全保護義務に関する考察 6 －

加 藤 一 佳

---

はじめに

### 1 遠足の変遷

1-1 遠足の始まりと普及

1-2 遠足の規程と性格

### 2 小学校における遠足規程と実施計画

2-1 遠足の校内規程と実施要綱

2-2 遠足の実施要綱と実施案作成要項

### 3 小学校における遠足事故と事故防止対策

3-1 大正期における事故事例と事故防止対策

3-2 昭和戦前期における事故事例と事故防止対策

おわりに

注記

## はじめに

これまで小学校遠足事故における教師の安全保護義務について、判例などを通して5回にわたって考察してきた。小学校の学校行事に含まれる遠足という教育活動に限定したものであるが、子どもにとっては日常の学校内生活とは異なった空間における学習である。今回は、遠足の形成過程において子どもの安全保護について教師は、どのような事故防止対策を講じたかを考察したものである。

## 1 遠足の変遷

### 1-1 遠足の始まりと普及

遠足のはじまりについては様々な説や研究がある。たとえば、「寺子屋時代から花見、遊山程度のものはあったが、学校で教育的意義を認めて実施されるようになったのは、明治20年以降のことであった」という説<sup>1</sup>や、青森県の「稽古館」での遠足、茨城県水戸市の「日新塾」の洋式教練、また、北海道、埼玉県、群馬県でも、寺子屋において遠足に準ずる行事が見られるように、明治期以前から、私塾、寺子屋等で遠足が行われていた、とする

研究がある。<sup>2</sup>「明治8年1月1日に栃木県永清館の下等八級生約40名が寺山観音に初詣したこと」を小学校遠足の最古とする研究もある。<sup>3</sup> その栃木県永清館の寺山観音初詣を、「自然発生的な学校行事」とし、「遠足という言葉が一般に使用されるようになったのは、明治30年代後半」であり、それまでは「行軍、遠足運動」などと呼称されていたと云う。<sup>4</sup>

明治8年4月16日に大阪の東大組13区小学校で、花見遠足が行われたことが紹介されているが<sup>5</sup>、このような必ずしも教授目的的な学校行事として意図されていなかった遠足は、「日本特有の学校文化」とし、井上好人氏は「その形成過程における地域社会の役割、殊に伝統的な習俗との連関」を考察している。<sup>6</sup>

これまでのような、単調な詰め込み教育の学校生活に息抜きをもたせる習俗文化的な行事に、次のように訓育的鍛錬的な性格が付加されるようになって行く。

明治10年代後半にはじまる遠足は、校外の神社境内、海岸、原野、公園などに隊列を組んで行進し、目的地において遊戯や体操を行う遠足運動会であり、兵式体操の隊列運動ともいえる。<sup>7</sup>

東京府下では、明治20年4月14日北豊島郡峽田小学校が、翌日に飛鳥山へ遠足を行う計画を東京府学務課に届けている。<sup>8</sup> 杉並区成田尋常小学校では、明治20年6月に大宮八幡境内で郊西小学校と合同運動会を行っているが、明治22年5月9日に行った南豊島郡大久保躰園の見学が、当校の遠足運動の始まりという。明治26年4月に高井戸尋常小学校が小金井で運動会を開いている。<sup>9</sup>

埼玉県では、明治22年6月に杉戸町の高等小学校が下野紡績会社栗橋工場の参観を兼ねて遠足運動を行っている。また、長野県小県郡では明治19年10月に郡内8校の連合運動会を開き、明治22年9月に同郡丸子尋常小学校で3、4年生94名の上田町遠足を試みている。<sup>10</sup>

明治政府は、国家主義の学校教育を推し進めても、学校では旧暦に深く結びついた地域の生活習俗が根強く存続していたが、明治24年6月に定めた「小学校祝日大祭日儀式規程」に基づく学校行事が、小学校教育から地域習俗を排除する大きな役割を果たした。

静岡県磐田郡福田町の豊浜小学校の「校務日誌」では、「明治20年1月17日、生徒を幸浦に引率して唾鈴、旗戾し競争、投球競争を行った」ことが「運動会」の初見であり、「遠足」の初見は明治33年4月27日の法多山への遠足運動会である、と高橋敏氏は紹介している。このように、「習俗が、校務日誌から消えていった背景には二つの大きな要因があり、第一は、日清・日露戦争の影響であり、第二は、学校行事である」、という。<sup>11</sup>

国家主義教育を推し進める手段として学校行事が使われ、明治24年に定められた「小学校祝日大祭日儀式規程」の定着とともに、学校行事に訓育的性格をもたせるようになり、小学校の「遠足」に学校教育的価値が付加された。「明治前期には、知識普及のため試験が、明治後期には、儀式が主要な行事となった」、という。<sup>12</sup>

土方苑子氏は、長野県埴科郡五加小学校の「学校日誌」から遠足行事の変遷を次のように述べている。

明治23年に千曲川原へ「校外運動」、明治25年に姥捨山へ「遊楽」が行われ、また、同年に行われた長野町への日帰り旅行は、「修学旅行」と記されているように、校外授業の呼称は様々であった。

担任教員が、気候条件などを見ながら生徒を連れ出した遠足運動から学校全体としての学校行事になったが、遠足と運動会の分離はまだ十分でなく、村民を巻き込んだ学校行事

として競技を中心としたいわゆる運動会の定着は1910年代である。運動会、遠足、修学旅行に分化し、独自の意味内容をもつのは大正時代に入ってからである。<sup>13</sup>

花見、川遊び、紅葉狩りなどの自然を愛でる習俗が、寺子屋で行われていても、学校行事で行われても、豊かな四季の中で生活し花鳥風月を愛でる農耕の民である我々には極く自然な慣習感覚である。しかし、宮本常一が、その著書「家郷の訓」の中で、「師範学校出身の先生が多くなる頃から教育は一新してきた。他所からの先生が多くなってきた。また村の生活に対しても批判が加えられて」きて、「村の生活を一概に旧弊としてつきくずすようになった。」<sup>14</sup>と述べているように、西洋の近代知識文明を受容して、近代化を急務とした明治政府は国家主義教育を徹底させ、地域の根強い習俗を排除し集権的な学校行事を推し進め、教授、訓育、鍛錬などの目的を明確にした行事に分化していく。

## 1-2 遠足の規程と性格

遠足が、地域社会の慣習や気候の様子を見ながら行う自然発生的な行事から校内規程による学校行事として実施されるようになって行く。

森有礼の「教室外の教育」重視の方策につらなって、兵式体操とともに、遠足、とりわけ運動会という学校行事が明治20年頃から登場している。<sup>15</sup>

明治21年8月に定められた文部省訓令第一号「尋常師範学校の修学旅行に関する規程」中の「修学旅行ハ定期ノ休業中ニ於テ一ヶ年六十日以内トシ可成生徒常食費以外ノ費用ヲ要セサルノ方法ニ依リテ之ヲ施行スヘシ」<sup>16</sup>は、文部省による「修学旅行」に関する唯一の規定であり、以後、遠足・運動会・修学旅行については、学校の規定などに盛り込まれるようになった、という。<sup>17</sup>

これより先の明治19年2月15日に行われた東京師範学校の「長途遠足」は、その後多くの学校で慣行化する「修学旅行」・「遠足」の嚆矢である、と云われる。<sup>18</sup> その際に、定められた「長途遠足心得」は次のとおりである。

第一条 生徒ヲシテ長途遠足セシムトキハ該時同行スル学兵首席校員二人ヲ以テ遠足中ノ指揮役ト定ム

第二条 生徒ヲ引率スル学兵指揮役ハ遠足中ハ校員生徒ヲ監督シ而シテ其責ニ任ス

第三条 学兵両指揮役其本部ヲ離ルトキハ各代理者ヲ置キテ部務ヲ執ラシムヘシ

第四条 生徒ヲ引率シテ長途遠足スル校員学科上ニ関スル件ハ凡テ學術上席教員ノ指揮ヲ受クヘシ兵式ニ関スル件ハ凡テ兵式教員ノ指揮ヲ受クヘシ

第五条 学兵双方ニ関スル件ハ凡テ双方上席教員協議ノ上施行スヘシ其裁決ハ上位ノモノ之ヲ許否スルモノトス<sup>19</sup>

学兵とあるように、学科に関することは學術上席教員によって、兵式に関することは兵式教員によってそれぞれ指揮されて、遠足は実施運営されることを規定している。水原克敏氏はこれをいかにも形式主義であるとし、「文部省が強力に推進していた兵式体操の教育に対して、高嶺校長等が、このような形で東京師範学校教育の独自性を貫こうとしていた」ことが読み取れる、と述べている。<sup>20</sup>

長途遠足の出発に際して、この「心得」に次いで引率者16名の氏名を上げ、随員5名を加えて、総計21名であることや、旅行行程を示し、続けて、高嶺校長は「長途遠足」の主旨について次の説明を行う。

今回我東京師範学校ノ職員ヲシテ師範生徒ヲ引率シ往復大凡十有余日ヲ期シテ長途遠足ヲ為サシムル所以ノモノハ路上到ル所ニ便宜ヲ求メテ諸学科ヲ実地ニ研究セシメントスルニアリ故ニ兵式体操ノ教師ハ勿論物理学動物学植物学地理歴史経済図画等諸学科ノ教師ヲシテ同行セシム師範生徒ハ克ク此意ヲ体シテ校員ノ指揮ニ従ヒ勤勉以テ其本分ヲ尽サザルヘカラズ又到ル所ノ地方ノ人民ニ接スルニハ温良静肅直実ヲ旨トシ其経過スル所ノ人民ヲシテ人ノ師表タラントスル師範生徒ハ其従順ナル事其ノ友愛ナル事其威儀アル事実ニ斯ノ如クナリヤト云テ諸子ヲ愛敬スルノ感情ヲ發起セシメン事ヲ希望ス故ニ諸子ハ各其起居進退対ノ間ニ於テ恒ニ注意ヲ加ヘ決シテ輕薄粗暴ノ振舞ヲナスヘカラス今諸子ノ発途ニ臨ミ聊カー言ヲ述テ諸子ニ諭告ス諸子善ク之ヲ実行セヨ

この「長途遠足」の目的は、行く先々の路上至る処で、学科を実地に調査研究することである。従って、凡その学科の教員を同行させているので、教員の指導に従い学問に精励して生徒の本分を尽くしなさいと述べているが、行軍演習については特に説明はない。また、師範生徒は「人の師表」であることを目指すのであるから、行く先々の人々に温良、静肅、実直に接し、「従順」・「友愛」・「威儀」を体すれば、流石は師範の生徒であると敬愛されるようになることを願うので、立ち居振る舞いに輕薄粗暴のないように注意しなさい。

この主旨説明には、「高嶺なりに、森の三氣質（順良、信愛、威重）との関連が説かれているが、森文相との論調の相違が感じられる」、と云う。<sup>21</sup>

明治19年に、森文相によって兵式体操が導入されたが、高嶺秀夫は、教育現場に課された軍隊式行軍演習に、學術調査を付加させて、教育的な行軍としての「修学旅行」・「遠足」に変容させたが、もともと、東京師範学校では、兵式体操にはなじまない教育研究の蓄積があった。<sup>22</sup>

千葉県銚子港方面への12日間の「長途遠足」の結果は、行軍が1日7里にも及んだので、生徒の身体的疲労が甚だしく、その途中において精神を学問に集中させることは難しかった。このような「長途遠足」は調査研究には不都合であったので、以後における1日の行程は、5里程度にしたいという総括となった。

この行軍演習に期待していた森文相は、高嶺校長が「學術」的である限り、兵式体操を中核とした「三氣質」養成には限界があると認識した結果、高嶺を更迭して山川大佐に代えたのではないかと水原克敏氏は推測している。<sup>23</sup>

明治20年代後半には既に相当数の学校が校外教授を実施するようになっていたが、それは同時に、種々の逸脱や弊害、好ましくない現象が数多く見受けられるようになった。そのような弊害を防止する大阪府知事訓令が、明治26年11月に出されている。<sup>24</sup>

- 1) 目的地が宿泊を要しないこと。
- 2) 遠隔地でないこと。
- 3) 危険にわたらないこと。
- 4) 運動が後日の課業の妨害にならないこと。
- 5) 往復の途上で不行儀な行為をしないこと。
- 6) 児童に金銭を携帯させないこと。
- 7) 服装は質素であること。

既に、宿泊を要するような遠隔地を目的地としていること。舟や汽車などの使用に伴う危険が発生していること。生徒の粗暴な行為が多いこと。金銭の携行によるトラブルが生

じていること。服装の華美を競う風潮があることなど、非日常的な校外授業の普及に伴って、種々の逸脱や弊害が生じ増加して行く様子が窺える。校外授業の在り方や生徒指導が問い質され、学校教育としての秩序を維持し、注意事項が加えられ管理的・指導的な規制が整えられるようになった。しかし、事故防止については3)のように大概なものであった。

さらなる管理的規定が明治41年3月12日付で大阪市から市内の小学校に出された。校外授業を計画、実施する場合の申請手続き、記載内容、実施に当たっての主な注意すべき事項である。先の明治26年11月の大阪府知事訓令と比較すると、さらに細部に亘る具体的な注意事項、規制であることが分かる。

- 1) 申請書は実施一週間前に市役所に到着するように区役所経由で提出すること。
- 2) 申請書には、目的地、順路、乗り物及び乗用区間、出発及び帰校時間、付添教員名、児童及び学級数(男女別)、教授要項、費用の出所、費用の総額を添付。
- 3) 教授事項は予め用意し、生徒が充分会得できるようにすること。
- 4) 校外教授中に行う訓練についても予め立案して効果の上がるようにすること。
- 5) 日出前、日没後に涉らないこと。
- 6) 質素を守り、公德を重んじ、困苦に堪える善良な習慣を身につけること。
- 7) 生徒及び保護者から金品を徴収しないこと。
- 8) 職員、付添人とも飲酒しないこと。
- 9) 責任者を定め、規律正しく不都合なことの無いよう取り締まること。
- 10) 同行する父兄その他に児童の眼前での言動を慎ませること。
- 11) 市内で校外教授を行うときは、1)は3日前でよい。
- 12) 幼稚園の場合も1)～11)に準ずる。<sup>25)</sup>

これらの注意事項の中には、時代の反映を思わせることも含まれているが、殆どは今日の遠足計画、実施においても遵守、注意しなければならない事項であろう。項目の11)から、校外教授は主に市外であることが分かる。また、項目7)から、費用は大阪市から支出されたとと思われる。3)、4)から、校外教授の実施前に予め教授事項を生徒に予習させ、実地において教授事項を十分に理解できるように計画を立て学習効果の向上を図ることを求めている。同時に、体育訓練についても計画を立案し教育成果を期待している。今日に伝わっている「届出様式」の原型であるということも頷ける。

しかし、ここでも子供の事故防止対策については、5)以外に、特に要請されていることはない。

明治41年のこの注意事項は、自然的習俗的な行事から訓育的学校行事へ移行して行くことが伺えるが、校外教授には知識教授、身体訓練、精神鍛錬の三領域とも含んでいる。時代の進展に伴って、未だ遠足と未分化な校外教授に次第に行軍的訓練の要請が架かり身体鍛錬を強めていく筈であるが、大正期の自由主義教育思潮の隆盛によって、学校行事においても直観主義に基づいた校外教授の強化が主要になっていく。

## 2 小学校における遠足規程と実施計画

### 2-1 遠足の校内規程と実施要綱

明治30年代後半から40年代前後になると、学校の内部管理を校規として明確化しよう

とする動向が見られる。明治43年の東京高等師範学校附属小学校諸規程には、校外観察及遠足ニ関スル規程がある。<sup>1</sup>

明治40年の赤坂区青山尋常小学校が校外授業について次のように規定している。

第1条 校外教授ハ理科地理歴史等ニ関スル実地ノ智識及訓練上処世上ノ実践的方法ヲ  
指教スルヲ目的トス

第2条 校外教授ヲ分チテ左ノ二種トス

1 全校児童ニ課スルモノ 2 或ル学級児童ニ課スルモノ

第3条 全校児童ニ課スル校外教授ハ毎年一回若クハ二回之ヲ行ヒ或ル学級児童ニ課ス  
ルモノハ必要ノ都度之ヲ定ム

第4条 校外教授ヲナサントスル場合ハ予メ実地ノ踏査ヲナシ其目的ト方法トヲ具案シ  
テ校長ノ承認ヲ経可シ而シテ実地後其概況ヲ報告スルモノトス

第5条 児童ノ服装及携帯品等ハ担任訓導ニ於テ其都度之ヲ注意スルモノトス<sup>2</sup>

全校の児童を対象とした校外教授は、年1回乃至2回行うが、学級児童を対象とする場合は、必要とする都度行うことができる。予め実地の調査を行い、目的と方法について具体的計画を立て校長の承認を受け、実施後はその概況を報告する。児童の服装や携帯品などについて、担任教師がその都度注意することとしている。実地における直観教授による知識教育が盛んに行われたのである。

この時期の学校管理は、明治43年5月5日付東京府訓令第14号による「小学校教授科目ニ関スル件」において、「教科目ノ教授細目ハ当該校長に於テ之ヲ定ムベキ」とあり、さらに、「各校長必ズ之ヲ定ルコト」とあるように、校長が教授細目制定権を持ち、外部の教授案、あるいは一般的なモデル教授案の借用ではなく、校長が自ら教授細目を定め、検閲することとして、内部管理上の一切の包括的支配権を持つことが具体的に明らかにされた。<sup>3</sup>

明治40年の「青山小学校要覧」の学年歴に、4月には遠足運動会が記されている。運動会は10月にあるが、全校遠足はこのように運動会を兼ねる形もとられており、届出は実施5日前までにすることになっていた。<sup>4</sup>

校外教授は教育的価値の高いことは既に認められているが、明治42年の文京区誠之小学校の「校外教授の実際」では、殊に大都市における小学校の児童に、「広潤にして清涼なる空気の中で校外教授を行う」ことの必要性を述べている。同時に、遠足の目的が漫然としていたり、準備が十分でなく教師の適切な指導を欠いている場合は、校外授業の教育的価値が認めらず、遠足実施については、事前準備の重要性を強調している。

誠之小学校では毎年春秋2回実施しているが、当年実施の校外教授について、教授案並びに結果の所感が述べられているので、尋常2学年の校外教授案を概略掲載する。

1. 目的地 飛鳥山
2. 目的 主として身体の鍛錬、自然を愛する心の養成、直観による既授知識の明瞭化
3. 経過地 往路と帰路は同一経路（本校－東片町－富士前町－西ヶ原－飛鳥山）
4. 里程 往復約2里
5. 施行期日 5月3日（雨天順延）
6. 予定時刻 午前8時本校発、10時飛鳥山着、午後1時飛鳥山発、2時30分本校着
7. 教授事項

- イ、川 - 川は低きに流る。川を渡るには橋、渡船による。川の用は配水、養魚、運船。溢れる川を防ぐための築堤。
- ロ、馬 - 穏和にして人に馴れる。草豆麦を食す。走り、物を負い、荷馬車を引き耕作を助ける。
- ハ、前後左右 - 公園内の戦没記念碑により練習。
- ニ、遠近 - 山、樹木、家屋の位置によって遠近の比較練習、同じ物でも位置の遠近により、大または小に見える。
- ホ、タンポポ - 生える場所、咲く時季、花の色、形状、菊葉との比較。
- ヘ、ツバメ - 形態、色彩、生態、保護鳥。
- ト、丘（小山） - 山、丘、平地を直観比較。

#### 8. 訓示要項

- イ、善く勉め、善く遊ぶ。（校訓）
- ロ、きまりを守り、言いつけに従う。（校訓）
- ハ、元気よく、人にたよらない。（校訓）
- ニ、人には親切。（校訓）
- ホ、公園で遊ぶ心得。
- ヘ、服装は軽便、必ず帽子を被る。
- ト、履物は草履、草鞋又は足袋ハダシ。
- チ、弁当は多量に携帯。
- リ、手巾紙を持参。
- ヌ、金銭は持参しない。
- ル、呼子笛を聞けば急ぎ集合。

#### 9. 実施後の処理

- 一、写生画を描かせる。
- 一、紀行文を書かせる。
- 一、遠足について父兄に語り聞かせる。

今回の実施結果を反省し、今後の注意すべき事項。

- 一、観察させる事項を予告しておく。
- 一、写生すべきものを指示する。（下級児童故）
- 一、作文の材料を教示する。（下級児童故）
- 一、解散前に、携帯品の処理、集合の場所、湯飲所、トイレの位置を告知。
- 一、携帯品は鞆に入れること。（風呂敷は不便）
- 一、行進中は行進歌を歌わせる。
- 一、行進中は両側に規律正しく児童を配列。

尚、校長は出発前、児童に対して周到に訓示し、帰校時も称賛的訓辞をすれば、児童は大満足して帰宅する。<sup>5</sup>

教授案の目的の一番目に身体の鍛錬を上げてるが、教授事項の内容にはそれに該当する項目はない。同時に知育、徳育を謳っているが、実際において大部分は直観教育である。

小学校2年生を対象とした計画は、距離が片道約4km（1里）を2時間の所用とする。約1kmを30分程度の速度である。後にも挙げるが、広島高等師範学校附属小学校で定めてい

る遠足行程の標準では尋常科1,2学年は徒歩道程往復が3里以内としていることから見ても、妥当な距離となっている。<sup>6</sup>

校外教授の主目的は、既授の知識を直観教授によってで明瞭化を図ることであり、目的地に於いてだけでなく、行進途中でも教授事項に挙げた川、馬、遠近、タンポポ、ツバメ、丘などを実地に直観教授を行いながら行進するので、むしろ時間が少ないくらいであろう。

学校からの出発が午前8時、帰着が2時30分。目的地への距離が片道4kmは目的地が近短であるべきことに適う。

この校外教授には脚力鍛錬の項目は含まれていないが、実施の反省として、行進は規律正しく行かせ行進歌を歌わせることを挙げ、兵式の要素を含むことを注意している。

約100年前に作成された上記の誠之小学校の教授事項や実施後の学習内容は、今日の遠足実施案としても差し支えないように思われる。さらに、実施の反省にもとづいて、今後の注意すべきことを上げている。遠足の実施前に、児童に観察すべき事項を予告し、写生するものを指示し、作文の材料を教示することも教育効果を向上させる方法となる。

しかし、ここでも、事故防止対策については、8のホにおいて事故防止の注意を与えたと推測する程度であるが、具体的な対策は何も示されていない。明治20年代に当局はさかんに指示を与えて、各学校での行事の扱い方に全国的統一を与えようとしたことは前にも触れた。

さらに、日清・日露両戦役をとおして、国家的行事が重みを増してきたことも、統一を進めた。このようにして明治30年代には、定型の学校行事が形作られてきた。<sup>7</sup>

下記は、桃井尋常高等小学校の校外教授の行き先であるが、学校日誌には「郊外」という文字が使われている。

目的地は、2学年合併での選定である。尋常科1・2年の郊外授業は、井草八幡・三宝寺へ徒歩、善福寺池など自然について実地教育を行っているが、目的地において旗取り、毬投げ、遊戯を行うことを主目的としている。尋常科4・5年は、男女生徒約120名が荻窪駅から高尾山に実施する。費用は生徒一人15銭であった。尋常科6年及び高等科1・2学年の男女生徒は、泉岳寺・羽田・鎌倉方面に実施し、費用は生徒一人50銭であった。

以下は、尋常科1・2年の指導内容の報告である。(明治40年)10月15日実施。

児童全部ハ上井草八幡方面へ郊外教授ヲナシタリ、

午前9時出発 10時着八幡社ニ参拜ノ上善福寺池ニ向フ、

10時15分 善福寺ニ着、池ノデキタワケ、此ノ川ノ名称ナドヲ教授ノ上、旗取り毬投ゲ等ヲナシ、11時20分 再ヒ八幡社ニ戻リ暫時休憩ノ上昼食ヲ喫セシム、

11 (12) 時ヨリオルガンヲ用キテ種々ノ遊戯唱歌等ヲナシ又ハ歌ハシメ

1時半 帰校ノ途ニ就キ 2時着校

備考 無一ノ負傷者病者等ナシ

引率教員 3名(氏名略)

校外授業による直観教授と遠足運動会を兼ねていることが分かる。

明治40年の桃井尋常高等小学校の年間日誌では、10月に、尋常科3・4年が井之頭公園に実施し、高等科は品川泉岳寺と海岸に実施して、郊外教授の後学習を行っている。

明治41年の年間学校日誌においても郊外教授が記されている。5月、高等科1・2年が中野



農事試験場へ、尋常2年は郊外教授とだけ記され、10月、尋常1・2・3年が井之頭公園へ、尋常4年は高尾山へ、尋常6年及び高等科1・2年は鎌倉へ実施している。<sup>8</sup>

明治40年代における渋谷区の臨川尋常高等小学校においても、遠足の行き先は毎年、1年生は氷川か金玉八幡神社、上級になるにしたがって、目黒の祐天寺、大森の八景園、洗足池、十二社、二子玉川、川崎大師に決まっていた。<sup>9</sup>

また、赤坂小学校の明治44年の校外教授予定一覧表には各学年とも各学期毎に目的地が記されており（第4学年の第1学期は空白であるが）、校外教授が盛んに実施されていることがわかる。遠足もその中に取り入れられている。<sup>10</sup>

このように、明治期の後半には遠足は盛んに行われるようになったが、同時に事故も増加してきたため、次の東京市通牒、「児童看護方注意ノ件通牒案」が大正の初めに出された。

近時市内小学校児童ノ遠足、校外教授、掃除遊戯其ノ他ノ場合ニ於テ身体上ノ危害ニ関スル事稍多キカ如キハ頗ル憂慮スヘキ儀ニ候條自今学校職員ハ一層慎重ノ注意ヲ以テ児童看護ノ任ニ膺リ候様致度依テ此ノ旨貴区内各小学校へ無洩御通達相成度依命此段通牒候也<sup>11</sup>

盛んに実施されている遠足や校外教授において、また、校内の掃除や遊んでいる時などにも、児童が怪我をすることが多くなっているため、教員は一層の安全注意義務を果たすことを要請している。

## 2-2 遠足の実施要綱と実施案作成要項

先にも挙げたが、大正6年に発行された「小学校における校外教授と遠足」は、「従来の因習を脱し、現代の教育思潮に合するところを会得すべく方法の改善、効果の促進」を図るべく執筆したとある。

遠足の実施要綱と具体案の作成要項について述べている。遠足の一般的注意（遠足の原理）、遠足道程、遠足細目の調整法（遠足実施案作成）、遠足の実施（出発前に行う事項、出発後に行う事項）、遠足後の処理（遠足実施後の処置）について、以下のように述べている。時代を反映する要素・項目もあるが、今日においても十分に活用できる部分が多い。明治40年代に既に多くの学校の行事で実施されていた校外教授と遠足についての原理・内容・方法が大正6年発行のこの図書にほぼ纏められたと思われる。

遠足の原理（一般的注意）として、次の3点を上げる。

第一 訓練的であること。遠足の主目的は身体の鍛錬そのものである。

第二 質素であること。粗衣粗食は鍛錬をも意味する。

第三 訓育的であること。

- (一) 規律ある歩行を行わせること。
- (二) 隊伍的通行に慣れさせること。
- (三) 卑俗な歌謡や冷笑冷評をしないこと。
- (四) 建築及び植物を荒らさぬこと。<sup>12</sup>

遠足は校外教授と区別しており、身体の鍛錬であり、忍耐の鍛錬であり、訓育的であることを原理としている。尚、遠足行程については前に取り上げたので省略する。

校外教授及び遠足に関して実施案の教授細目を立案しない学校が多いとして、立案する上での注意を次に挙げている。

先ず、実地調査を行う。目的地までの距離と所用時間、途中の危険の有無及び風紀の問題、休憩地及び目的地で解散する場所の適否等を調べる。

遠足の出発前に行う事は、集合時に整列させ人員を点呼し服装を点検すること。そして、次の注意を与える。①終始元気よく、②隊列を崩さぬこと、③田畑や作物を荒らさないこと、④自然は生きた教科書、⑤教師が許可した湯茶以外は飲まないこと、⑥汽車汽船には整然と乗下すること、⑦冷評冷笑しないこと。

行進中に注意することは、行進は二列隊形で、教師は後方にあつて全児童を視界に入れること。

休憩は、①適切な場所を選んで、②適度に取り、③履き物の調整を行わせ、④湯茶を供給して、水は絶対に飲ませないこと、⑤用便を済ませ、⑥人員点呼を行つて出発する。

実地教授を主目的としないが教授の好機なので、随意実地について観察実験可能とする。昼食は、児童各々の好む席で食事をさせ、教師自身も児童に加つて食事を共にする。解散する際は、遊ぶ範囲を指定し、集合の合図には敏速に参集し整列すべきこと等を注意する。集合時は、整列させて人員点呼する。

帰路の予定時間には必ず帰宅させるようにする。帰宅に便宜で安全な場所で点呼を行い、解散する。同一方面の児童を連れ合つて帰らせる。解散後はさつさと帰宅させる。教師だけ他に向かうことは最も慎まねばならぬことであり、これは我が国民の欠陥である。

遠足実施後は、実施内容を反省して、今後の目的到達の効率を増大させ、進歩を図る。<sup>13</sup> 身体訓練が奨励され、強化される方向と共に、依然として知識教育が重視され、直観教授によって成果向上の増強が各学校の教育方針によって分かる。

大正7年の麻布小学校の教育方針は、臨時教育会議の答申に基づいて、教授方針の一つに、「直観教授及開発教授ヲ重ンジ明確ニシテ徹底セル知識ヲ取得セシムベシ」とある。この教授の方針を一層適切にする方策として、「校外教授実地見学ノ度数ヲ多クスルコト」としている。<sup>14</sup>

南山小学校の大正12年の校内規程から「校外教授規程」を下記に上げる。

第1条 校外教授ハ定期及臨時ノ二種ニ分ツ

定期校外教授ハ每学期各一回（五月十月三月）全校児童ニ之ヲ行ヒ臨時校外教授ハ必要ノ都度之ヲ行フモノトス

第2条 校外教授ヲ行フベキ場合ハ予メ之ヲ実地ニ踏査シテ指教スベキ事項ヲ予メ想定シ置クラ要ス

第3条 校外教授ヲ行ハントスルトキハ予定ノ細目ニ基キ教授案ヲ作成シテ予メ学校長ノ承認ヲ受クベシ

第4条 校外教授ヲ終リタルトキハ3日以内ニ報告書ヲ作製シ学校長ニ報告スベシ

第5条 校外教授案ハ大凡左ノ形式に遵フベシ

第〇〇学年校外教授案

受持訓導 氏 名 印

一、目的地

二、日 時 何月何日

出発午前 時 帰校午後 時

三、児童数

四、経路及里程 (イ) 往路 (ロ) 復路 (ハ) 往復何里

五、教授ノ目的

六、教材 (教授材料ハ各学年ノ教科目ニ応ジ成ルベク精細ニ記述スルヲ要ス)

備考

児童ノ準備

(イ) 服装 質素ニシテ軽便ナラシムベシ

(ロ) 履物 靴草履草鞋ノ中タルベシ

(ハ) 金銭 携帯ヲ厳禁ス

(ニ) 弁当 竹皮包ヲ便トス

(ホ) 手拭鼻紙手帳鉛筆等ヲ携ヘシムルコト

校外教授細目 (以下学年、学期、題目、連絡教科、教授要項、順路其他) 略<sup>15</sup>

校外教育として実地教授が毎年1回乃至2回行う時代から定期的全校的行事として3回行う学校もあるほど盛んに実施されるようになった。

渋谷区立長谷戸尋常小学校の大正15年春の校外教授は、5月13日(水)に、1年目黒祐天寺、2年目黒不動尊、3年農科大学、4年多摩川二子、5年羽田海岸に実施された。6年は、6月8日(火)に担任3名と過去の担任2名の他校長が加わって計6名の引率によって、鎌倉江ノ島に実施され、午前6時55分出発、午後5時50分の帰校であった。<sup>16</sup>

日帰りであるが、遠路の為担任3名の他に校長と個々の生徒をよく知る過去に担任であった2名の教員を加え6名に倍増したことは、生徒の安全保護の配慮であるとともに、生徒の将来などについて相談を受ける良い機会になろうと思われる。

校外授業に限らず、いろいろな機会に郊外旅行が行われていた様子が次の東京市立小学校校長宛に出された「市立小学校児童郊外旅行取締ニ関スル件」から推察することができる。「市立小学校ニ於テ運動会等挙行ノ場合ニハ予メ右ニ必要ナル事項ヲ詳細学校長ヨリ報告スベキ筈ノ処近時往々無届ニテ近ク卒業セントスル児童ヲ引率シ郊外旅行ヲ行フ向有之哉ニ相聞へ候へ共右ハ不可然義ニ候間為念貴区内市立小学校長へ御注意置相成度此段通牒候也」。<sup>17</sup>この例規は、教発第152号として大正5年3月17日提案、同年3月22日起草、大正8年5月28日完結とあるが、年月日不記入の各区長宛助役差出の通牒である。従って、各学校長宛に出された明確な日付は不明である。卒業を控えた6年生と学級担任が一日郊外に遠足を行い、生徒の将来を激励し別れを惜しむ師弟の情景が想起されるが、事故などがあってこのような取締が発せられたと思われる。運動会等とあるので、遠足も校長専権によって実施されたと思われたが、学校長から当局へ予め詳細を報告することになっていたのである。校長専権は教授科目の立案に限られていたことになる。校外教授が全校行事として以外に学級担任が時季、天候に合せて随時行うことができたので当局への事前報告は省略されていたとも考えられる。

また、昭和期なると東京市区部は事前報告について、「宿泊を要しない場合、(区長は、)実施前に学校長より市長に報告を要す」と、東京市立小学校校外教授ニ関スル件通牒が、昭和9年10月5日付で発せられている。<sup>18</sup>

校外教授及び遠足に関する、明治26年の大阪府知事訓令はじめ大阪市通牒、東京市通牒、東京市内の幾つかの小学校の校内規程を見てきた。校内規程の定型化の普及が進むと共に知識教育の向上が図られ、当局の管理強化が明白になって行くが、生徒の安全保護に

ついでに事故防止対策や教師の安全注意義務に関する改善項目や強化策が顕著に向上しているとは見えないのである。

### 3 小学校における遠足事故と事故防止対策

#### 3-1 大正期の主な事故実例と事故予防対策

小学校における遠足の教育的効果が認められ、学内規程の整備が進むと共に学校行事として普及し定着してきた。教育効果を向上させる為に、遠足実施後の後学習を行ったり、遠足結果の反省を以後の計画に生かして遠足目的の達成度を高めるようになった。さらに、実施前の授業において教授事項について予習をしたり、実地での事項を予告し、行動についての注意、心得など用意周到に準備し計画を立案するようになった。以下は、遠足の実施における予測できない事態発生から遠足の状態を見て行くこととする。

以下の中で (1)、(2)、(3) は、戦前の大正期における小学校の遠足事故の中で教育界に大きな衝撃を与えた事故である。前号では事故に至る経緯、事故原因、行政の善後策、遠足の継続などについて詳しく考察したが<sup>1</sup>、小学校遠足の事故防止対策について考察を進める為に概略を挙げる。

##### (1) 本郷区湯島尋常小學生徒遠足事故

大正2年5月6日の午後、東京と千葉県を隔てる江戸川において、市川市の国府台（鴻之台）下と江戸川区小岩を結ぶ栗市の渡しで渡船が転覆して、遠足帰路途中の小學生徒3名が溺死した。

遠足当日、午前7時半、本郷区湯島尋常小学校三年生以上の男女生徒509名が校長、首席訓導以下12名の男女教員に引率されて出発した。女生徒は電車に乗って向かったが、男生徒は目的地の市川国府台まで徒歩であった。<sup>2</sup> 大正2年5月においては、総武線の両国駅が既に開設しており市川、佐倉まで開業していた。京成線は押上～伊与田（現江戸川）間の営業で、伊与田～市川間は伝馬船での連絡であった。<sup>3</sup>

明治42年測図大正6年修正測図（大日本帝国陸地測量部）によって、湯島から市川に向かう経路を推測する。男子生徒の経路がだいたい京成線に沿うコースであれば、荒川を渡って奥戸街道を進み伊与田（小岩）辺りで千葉街道に入り市川橋を渡る。もう一つは、厩橋を渡って亀戸辺りで千葉街道を東に進んで市川橋を渡ったと思われる。目的地までの距離は、直線にすれば凡そ13km位であるが、どちらのコースも約15、6km位の距離になる。午前11時過ぎ目的地に到着し女生徒と合流した。男子生徒は片道凡そ16kmを3時間半の行程であった。1時間5km余の速度になろう。

学校と遠足目的地との往復距離は、約32km（8里）として、下記の広島高等師範学校附属小学校で定めている遠足道程の標準に照らして、約40km（10里）以内が尋常科5、6年生の標準道程であれば、生徒の発達程度に適応した道程となるが、3、4年生にとってはきつい道程であろう。

1時間1里の割合が普通であるが、学年に応じて時間に伸縮をもたせる。

尋常科第1, 2学年	徒歩道程往復	3里以内
尋常科第3, 4学年	同	6里以内
尋常科第5, 6学年	同	10里以内

高等科

同

12里以内<sup>4</sup>

鴻之台野砲連隊での大砲の発射を見学の後、その近くにある遊園地で昼食をとり休憩の後午後1時頃帰路に就いた。国府台（鴻之台）下に位置する江戸川栗市の渡し場で、2艘の渡船を雇って30名前後を一グループとして順次、対岸の東京側小岩に渡ることにした。<sup>5</sup> 帰路も往路と同様に、市川橋を通過する予定であったが、夕立の為に変更して近路をとって、江戸川栗市より渡船を利用した。<sup>6</sup>

渡船転覆の原因には諸説がある。その一つに、渡船に定員以上乗船させた、というのがあつた。定員32名に対して、生徒27名と引率教員1名、それに付添人5名の33名が乗り込んだ。渡船中の生徒の一人が船縁に寄って川中に手を入れ戯れていたところ船中に水が入ってきたので、生徒たちが舟の片側に立ち上がった為に舟は転覆した。<sup>7</sup>

定員に対し1名の超過について、元船頭仲間の一人からの聞き書きでは、「定員以上乗せても大丈夫だった」と語っているが<sup>8</sup>、定員超過説については、「船頭が自己の責任を免れる為に、学校が定員以上を乗せた」と陳述したが、その事実はない。」という調査結果もある。<sup>9</sup>

もう一つに、先ほどの船頭の聞き書きでは、「渡船中に一匹のボラが飛び上がって、舟の所に来たら、皆、わーッと、そっちの方へ見に行つて、ボラ一本であれだけの事故になつた。」と語っている。<sup>10</sup>

学校は、前日に実地調査をしていた。船底に水が溜まっている廃船を渡し舟に使用して危険なことが分かり、完全なものと取り替えさせることに決めた。普段は利用客が少ないので、船底に水が溜まっている廃船を使用しても問題は起きなかつた。

市川橋を往復ともに渡るのは、遠足見聞の利益としては面白くないと考えたのは、この遠足の機会を利用した直観教授による多くの収穫を考えたからであろう。しかし、前日の実地調査の結果、復路も市川橋を渡る当初の計画を変更したのであるから、渡船などに関する事前学習指導もなかつたと思われ、教授効果は期待する程に上がるかは疑問であろう。市川橋を渡つて帰つても差したる距離の短縮にもならず、却つて事故の原因となつたのであるから、この事故の責任は、校長は勿論、教員全体の不行き届きである、と云う。<sup>11</sup>

小さな渡船に多数の生徒を乗せたのは教師の不注意であり、渡船に乗つても喧噪する生徒の様は教師が注意を与えない結果である。学校は遠足の距離の遠きを喜び、旅費の大なるを誇る弊風がある。体育が形式的になり、児童の体力が段々と弱くなって疲労に耐えず溺死者が出たのは、普段の教育が誤っている証左である。生徒の保護監督が保護者から委任されていることを大いに反省しなければならない、とする批評もある。<sup>12</sup>

## (2) 鳥根県川合村小学校女生徒溺死事件

大正2年6月7日、川合村小学校尋常科五年以上の男女生徒109名は、3名の教員に引率され竣工した出雲と石見の国境の醒水トンネルを見学することになった。郡長に申請して許可を得たのは醒水トンネルの視察と海浜の見学ということであつた。<sup>13</sup> 現地を目前にして、急遽、海岸の実況及び海岸並びに海中の動植物などを実見させるために近傍の沿岸を航行することを企てた。<sup>14</sup> 醒水トンネルの沿岸にある奇巖立神岩を船上から見学し通り穴を通過することに予定を変更したのであつた。<sup>15</sup>

乗船する漁船は、当初約束した3艘ではなく漁夫の都合によって2艘になつた。その結果、定員31名をはるかに越える女生徒45名が漁船に詰め込まれた。<sup>16</sup> 身動きの出来ない程の超過によって舷は殆ど沈んだ状態であつたが、大丈夫だという漁夫の請け合いに任せて

漕ぎ出した。午前11時頃、着飾った女生徒たちの舟に、岩に砕けた波しぶきが降りかかり、女生徒たちは舟の片側に寄ったため、船頭の制止する間もなく転覆し、女生徒15名、女子付添1名が溺死した。<sup>17</sup>

第一審裁判では、過失致死罪として漁夫2名の有罪は勿論、首席訓導は禁固6ヶ月、転覆船に同乗した代用教員は同3ヶ月の判決で、「校外教授の失敗で引率者に刑事処分殊に体刑を加える事は比較的教育界に同情ある裁判所をして希有の事」であった。<sup>18</sup>

事故の原因について以下のことが上げられる。

- 1 遠足当日、目的地を目前にして、急遽、許可された計画にはなかった船上から奇巖立神岩を見学することに変更した。
- 2 漁船数の手配が、当初の約束であった3艘から漁夫側の都合で2艘に減船された。
- 3 漁夫側の約束違反に対して教員たちは3艘を強く要求しなかった。
- 4 舩は殆ど海面と同じにまで沈んだ状態になっているにも拘わらず、同乗した代用教員は漁夫が大丈夫と漕ぎ出すままに任せた。<sup>19</sup>

許可された遠足計画を急遽変更した上に、漁船を3隻から2隻に減らした漁夫の約束違反の結果、乗船定員の大幅超過によって、舩が殆ど海面近くの状態で漕ぎ出すままに任せた。計画にはない変更を行い、明らかな危険性を回避することもなく、生徒の安全保護を負う教師が、なすべき注意義務を果たさない責任感の希薄さが事故を惹起させた。

遠足事故防止対策について、地元紙の松陽新報の論説記事が、次のように提案する。

- (1) 教員一人が引率する生徒数は10数人までとする。
- (2) 車舟などの使用によって生ずる危険を避けるべきある。
- (3) 遠足には必ず校長が加わるべきである。不都合な場合は、郡村吏を責任者として同行させるべきである。<sup>20</sup>

また、某教育家は、次のことを事故防止対策として提言している。①旅行の日程、見学科目、引率教員の姓名などを家庭に連絡する。②学校教員の人数に制限があるので、村役場の学務員を同行させる。③出来るだけ児童数を少なくする。<sup>21</sup>

さらに、1ヶ月後になるが、島根県教育会は、校外教授における目的達成、安全な実施、教育効果の向上について研究結果を次のような大綱として発表した。

- 1) 児童の監督を厳格にすること。
- 2) 旅行の目的、引率教員、時間、順路、経過などを父兄に示して了承を得る。
- 3) 生徒の健康、携帯すべきものについて注意を与え、児童の安全保護に注意する。<sup>22</sup>

引率監督する生徒の人数を安全保護注意できる範囲として、可能ならば10数名を希望している。教員に村吏を加えて引率者一人あたりの生徒数を少なくして保護監督の注意を行き届かせる。遠足及び校外教授には必ず校長の同行を求め、不都合な場合は、常識を持った郡吏又は村吏を校長代理として、安全注意の責任を担わせる。また、事前に遠足の目的、行き先、時間、経路、引率者名などを家庭に連絡して了承を得ておく等を、安全注意を行う事故防止対策の課題としている。

雇い入れる漁船は当初の約束で3艘であったというのであるから、事前調査を行っていたとも思われ、そうであれば、最初から奇巖立神岩を船上から見学することは郡長の許可を求めずして実施する予定であったとも考えられる。

当初の3艘が2艘になり、水際から舩が僅かに出ている状態にも拘わらず漁夫が漕ぎ出

すまに任せているのは、教員の安全保護義務の懈怠であるが、それを教員の没常識と非難している。<sup>23</sup> このような教師の常識に欠ける行為を無くすには、師範学校教育の改正にまで言い及んでいる。<sup>24</sup>

遠足には多面的な教育効果の期待が盛り込まれてきた。娯楽的で物見遊山と同じであったり、或いは、観察事項が多かったり、また、身体の鍛錬であった。折角、自然の景観に触れながら少しも浩然の気分を養い得なかったのは、遠足を功利的に教育的意義のあるものにしてしようとした為であろう。この頃から、厳格に区別は出来ないが校外教授と遠足を目的において区別するようになってきた。遠足の主目的は、体育である。知育が目的の場合は、校外教授である。遠足に於いて沿道の動植物や地理歴史について実地の経験を得させ、教授することは、遠足の副目的となる。同時に、遠足は品性陶冶の機会となり、団体規律を守り自己の責任を全うさせる方法でもある。<sup>25</sup>

### (3) 深川区万年町第二明治小学校の荷馬車事件

大正10年5月26日、東京市深川区万年町立第二明治小学校の女生徒1400名は、校長以下22名の職員に付き添われて千葉県市川の鴻之台、真間山方面へ遠足を行った。午前7時に両国駅発の臨時列車に乗り込み、10時28分に市川駅で下車した。

市川駅前の広場に整列し、先に5、6年生が国府台（鴻之台）へ向けて出発していた。その時、停車場側で煉瓦を積み込んでいた荷馬車の（繋いでなかった）馬が、汽笛に驚いて狂奔し、真間山に向かうために整列していた尋常1、2年生の隊列に驀進してきた。付添職員が必死に止めようとしたが、2年生の女生徒2名が轢かれて死亡し、1名が重傷を負った。

校長は、遠足を行う一箇月前から苦心して、1、2年生に遠足の練習を行ったり、準備を怠らずにやっていた、と説明している。

この事故に関して、市内の小学校某校長は、未だ幼い尋常科1、2年生を一人の教員に70、80名も引率させていることに苦言を呈し、ドイツでは最高20名の受け持ちであり、自分の試みでは25名位が手一杯であった、として教師の増員を高唱した。<sup>26</sup>

大正期の時点では、小学校令施行規則（明治33年8月21日文部省令第14号）によって小学校における一学級の児童数は、尋常科では70人以下、高等科では60人以下で、事情によっては10人まで超過出来るとされており、学級児童数の適正化が教育界の課題であった。

しかし、東京市会に於いて、「入学後一ヶ月余しか日のたたない、尋常1年生を含めて1400名の大団体を組織して校外教授をして如何なる効果を期待するのか。また、かかる大団体では、馬車の馬のみに限らず他の如何なる事件をも発生する危険性は多分にある」との質問があった。教育効果および安全保護に関し傾聴すべき質問である。

また、「何故に尋常1年の女生の如き幼童を多数引き連れて汽車遠足を為したのか、市内規には尋常1年乃至3年生は区内に限り、汽車遠足は4年生以上に許し居るに非ずや、此の内規を破るを敢えてせしは区長か、保護者会の意見か」との詰問があった。<sup>27</sup> 未見であるが既に東京市において遠足に関する内規が整えられていたことになる。

1、2年生の汽車旅行は、これまで見た東京市内の小学校では実施されて居らず、目的地は近くに費用は少なくという原則を破る。この校外教授の期待する教育効果が明確ではなく、従来の漫然とした娯楽遠足ではなかったか。児童の発達程度に添わず学校の都合だけで遠足を実施することなどは遠足の失敗を醸す原因になる。<sup>28</sup>

### 3-2 昭和戦前期における事故実例と事故予防対策

#### (4) 小学校の潮干狩りで二女生徒溺死す

昭和3年5月3日、小石川区大塚尋常小学校4、5年生約300名は、8名の教員に引率されて午前9時半頃、大森穴守海岸に潮干狩りに出かけたが、同11時半頃、昼食の際、4年の女生徒2名の弁当箱が残っているのに本人の姿が見えないので大騒ぎとなった。応援を得て八方捜査に努めたが発見されず、同夜10時半に至り、京浜電鉄用の砂を掘った穴の中に深く沈んでいるのが発見された。

次席訓導は、砂を掘った穴には赤旗が立って針金が回らしてあり、危険について十分注意したが、他校の生徒も大勢いたので、監視の目が充分行き届かなかった、と語った。校長は、生徒と一緒に海に入る教員と陸から望遠鏡で生徒を監督する教員に手分けした、と述べている。<sup>29</sup>

潮干狩りに対する事故防止対策は、行動範囲、集合時間、合図、場所、危険地域などを厳重に戒告しておいてから開始させるべきである<sup>30</sup>、と云う。多分そのような注意は与えたであろうし、昼食時に陸に集合させ、人員点呼を行って、事故が分かったのであろう。

砂地が出ている間は、大穴は視認できたが、それでも潮干狩りに夢中になった生徒が転落するような簡単な注意の針金の回しであったと思われる。

実は、前年の5月2日にも同海岸での潮干狩りの際、府立実科工業学校2年の生徒（15）一人が深みで溺死しているのである。<sup>31</sup> このような大穴がいくつもある潮干狩り場であるから、例えば、教師は潮干狩りの間、他校と協力することも生徒の安全注意の義務を果たす方法の一つであったろう。

#### (5) 甲陽園で熊の箱の中に落ち小学生食ひ倒される、遠足に引率した先生の油断

昭和5年11月5日 神戸市吾妻小学校3年生200余名は4名の教員に引率されて西宮市外甲陽園に遠足を催した。午後1時頃児童の一人（10）が同園内の高台にある築山の上から熊の檻の上面に乗り飛回っていた際、間隔が約15cm（4、5寸）ある檻の鉄棒の間に足を滑らした。熊が足にかじりつき、でん部の肉を食い取った。児童は悲鳴を挙げて救いを求めたが、教員は下手の運動場付近に居たため気付かず、通りかかった米国人が必死に抱え上げたが、熊は児童の足を離さず、遂に熊を銃殺して生徒を病院に運んだが生命危篤である。<sup>32</sup>

この事故に対しては、以下のような防止策を上げている。

校外教授に出ると、平素の校内生活とは全く異なる自由な新天地なので教師の予期しない事態を惹起する生徒もあるので、教師には綿密細心の注意力と統率力が必要である。

動物園でも、猛獣がいる付近は殊に注意し監督すべきで、もし教師が其の所に留まれないなら、予め「近寄るな」と十分に注意をなすべきである。教師本来の職業が未成人の多数を預かる性質である事を自覚して、周到な上にも周到な注意をなす必要がある、と云う。<sup>33</sup>

児童が遊んでいて熊の檻の上面に上がることが出来ることは、安全配慮の杜撰な施設であらう。児童を自由に行動させる施設であるから、学校は事前調査を行ったと思われるが、この危険性を見過ごしたことは、安全保護注意の重大な義務違反とならう。当日、園内で自由解散を行う前に、児童にいろいろな注意事項の訓示を与えたはずである。そして、教師は園内に分散して児童を監督し、猛獣の檻付近は特に注意すべきだが、教師の配置ができないので予め「近寄るな」と注意して安全注意義務を果たしたということであらうか。しかし、教師たちは熊の檻付近から離れたところに一団をなして居た。その為、助けを求



める児童の声が届かなかった。記事見出しに、引率教師の油断と断定されているが、生徒の行動特徴を念頭に施設の危険性を十分に事前調査し、当日は生徒間に分散して注意監督を行うなど、安全注意義務を果たす責任を自覚すべきであろう。上記実例（4）、（5）とも、事故発生の現場近くに監督する教師の姿が見当たらないのである。

（6）遠足中の迷失

① 生徒を紛失して遠足からかへる。雨中に迷児となった1年生

昭和4年5月7日午前11時、東京板橋町第二小学校では、1、2年生約500人を校長外10余名の教員が引率し、加えて200人の父兄までついて荒川遊園地に遠足を行った。午後4時頃帰ってきたが、生徒（8）1人がいつ迄経っても帰って来ないので、家族や教員が捜していた所、午後9時頃飛鳥山下交番の前をビショ濡れになって通りかかっているのを交番の巡査が発見、漸く親許に引渡した。<sup>34</sup>

② 置去られた小学生、遠足途中から迷ひ子

昭和4年5月17日午後5時頃、東京市外板橋町川越街道で泣いていた生徒を板橋署員が保護したが、同日、豊島園に遠足し、その帰途迷子になった付近の小学校1年生（8）と分かった。学校では夜に入って始めて生徒一人の迷失に気付き、夜9時頃になって板橋署へ届ける不始末振りであった。

先にも板橋町第二小学校が飛鳥山下に児童を置き忘れた事実があり、小学生の遠足シーズンに危険極まりないので、同署では管内の学校へ警告することになった、と云う。<sup>35</sup>

遠足において迷子、置き去りなどが度々起きて、家庭から通報されるまで学校が気づかない状態に警察が呆れて管内各学校に警告を出したのである。児童を預かる学校の安全保護義務の懈怠である。遠足は教育効果を向上させることは言うまでもないが、児童の安全保護管理の上でのことである。学校の安全保護管理の弛緩、教員の安全注意義務の希薄さに至っている。

このような迷失事故の防止策として、次のことを喚起している。

生徒の紛失を気付かない教師ほど無責任なことはない。目的地到着時、出発時、船車への乗降時など、校外に生徒を引率したとき瞬時も忘れず生徒の人員点呼を行うことである。全体を数多くの小分隊に分けることは人員管理を行い易く、分隊内の生徒に相互の在否を注意させることは少労多効な方法である、と云う。<sup>36</sup> その場合、生徒への責任転嫁になりかねないことに注意しなければならない。

教育者は「国民教育」という重要な責任のある職業を担うのであるから、これまで教育上の事故については社会も警察当局も裁判所も教育者の責任を問うことのない美しい慣習をなして来た。たとえ、明らかに教師の過失によって生じた事故でもその責任を訊さないことが社会道徳だと信じられていた、と云う。<sup>37</sup> しかし、かつて教師が尊敬されたのは、「国民教育」を担う職業に対してよりも、寧ろ生徒が立派な人間に成長することに使命感を以て関わる教師の人間性に対してであったはずである。

両親から生徒の安全保護の委託を受けて生徒を校外に引率していることの自覚が度々促されているが、生徒の事故防止対策の強化については厳重な生徒管理監督以外には見られない。教師が自己犠牲を払って、生徒を救助した事件は教育者の鑑として称賛し、教育者に明らかに過失があってもその責任を問わない社会的美風は、教師の安全保護責任感を緩慢にしていたとも考えられる。

戦前日本の教育行政は、官僚擁護の傾向が顕著であり、教育現場の実態や要求からかけ離れ、往々にして教育現場を抑える役割を果たした、と云う。<sup>38</sup> 同時に、国民教育を担う教師に対して、教師の責任を糺さず擁護することが社会的道徳であったことが、教師の自己犠牲を称賛しても、直接に現場において生徒の生命身体 of 安全保護に責任を有する学校として、教員の自己犠牲のない安全保護に関しての事故防止対策を強化し改善策を立案し実施することは、依然として進捗しないままであったと考える。

## おわりに

娯楽的物見遊山的な従来の因習を脱し現代教育思潮に合するべく、教育学的方法による校外教授、遠足を実施するよう奨励され、明治期40年代からは実施の原理、内容等が整えられ、学校行事として盛んに行われてきた。遠足には主目的として身体鍛錬を担わせられたが、小学校教育では遠足と校外教授との峻別は実際的ではなかった。

本論文において幾度か引用、参照している昭和9年発行の「学校事件の教育的法律的实际研究」においても、校外授業における事故を防止し、授業の効果を上げるために必要な注意事項が実例研究を通して摘記されている。

遠足の実施前に必ず実地踏査を行うべきで、徒歩距離の適否難易、歩道の良否、交通機関の連絡、安危、休息所宿所の交渉、危険地の有無などを実際に調査する、とある。<sup>39</sup> しかし、当日に又は直前になって、必然的或いは合理的な理由に依らず、急遽予定を変更したことが事故の原因となった例があった。多分に、教育効果を目的とした突然の変更などは教育的善意によるところが大きいと思われるが、事前の十分な調査と検討によって立案された計画を突如変更すれば、危険を予想した事故防止対策が立てられないであろう。

非日常的な雰囲気醸成校外教育において、事故防止対策として生徒を嚴重に管理監督することが上げられるが、校外教授事項についてはいろいろ工夫している程には、生徒の安全保護のために教師の果たすべき義務や取るべき行動について、例えば、事前調査、教員数を増やす、引率する生徒数を少なくする、生徒と一緒に行動する或いは生徒の間に配置する等の提言はあるが、それ以上の工夫、配慮は語られていない。行政的には、事前届出制であるが、事前指導か許可制か、また、その指導内容が不明である。

## 注記

1

1-1

- 1 大西弘 「新教育学辞典」第一法規出版233～4頁
- 2 浜野兼一「明治期における学校行事の研究」早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊9号-2 122～124頁（論文では、日新塾の「様式教練」とあるが、引用文献に基づいて「洋式教練」とした。）
- 3 井上好人「明治期小学校における遠足・修学旅行と地域社会」金沢経済大学論集第34巻第2号 145頁
- 4 河野重男 「日本近代教育史事典」監修海後宗臣 平凡社 227～8頁
- 5 大森久治「明治の小学校-学生から小学校令までの地方教育-」昭和48年 174～176頁 泰流社
- 6 前掲「明治期の小学校における遠足・修学旅行と地域社会」145～146頁
- 7 山本信良「学校行事」、「学校の歴史」第2巻77～78頁 監修 仲 新 第一法規 昭和54年5月

戦前における小学校遠足の形成過程及び事故防止対策に関する考察

- 8 東京都教育史通史編二 68頁 東京都立教育研究所 平成7年3月
  - 9 「杉並教育史」上巻481～483頁 杉並区教育委員会
  - 10 川合章「近代日本教育方法史」67～68頁 青木書店
  - 11 高橋敏「日本民衆教育史研究」 未来社 267～274頁
  - 12 前掲「学校行事」、「学校の歴史」第2巻74頁
  - 13 土方苑子「近代日本の学校と地域社会」96～97頁 東京大学出版会
  - 14 宮本常一「家郷の訓」宮本常一著作集6 69頁 未来社
- 1-2
- 15 「日本近代教育百年史」第4巻1018頁 国立教育研究所 1974年
  - 16 「明治以降 教育制度発達史」第3巻585頁
  - 17 浜野兼一「明治期における高等女学校の教科外教育活動に関する一考察」アジア文化研究第13号 5頁 国際アジア文化学会
  - 18 水原克敏「近代日本教員養成史研究」風間書房 平成2年 575頁
  - 19 「大日本教育会雑誌」30号 大日本教育会 明治19年4月30日 47～50頁
  - 20 前掲「近代日本教員養成史研究」575頁
  - 21 前掲「近代日本教員養成史研究」574～576頁
  - 22 前掲「近代日本教員養成史研究」485頁
  - 23 前掲「近代日本教員養成史研究」579頁
  - 24 「遠足の実態とその考え方」4～5頁 昭和50年3月 大阪府教育研究所連盟発行
  - 25 前掲「遠足の実態とその考え方」5～6頁
- 2
- 2-1
- 1 「日本近代教育史百年」第4巻1018頁 国立教育研究所 1974年
  - 2 東京都教育史通史編二 636頁 平成7年3月 東京都教育研究所
  - 3 前掲「日本近代教育史百年」第4巻1028頁
  - 4 「港区教育史-120年の教育のあゆみ」上巻330～331頁 昭和62年2月 東京都港区教育委員会 ぎょうせい
  - 5 坂本勝太郎「校外教授の実際」、「日本之小学教師」第11巻126号 明治42年6月15日 19～21頁
  - 6 「小学校における校外教授と遠足」野沢正浩、島田牛稚 239頁 目黒書店 大正6年5月15日)
  - 7 「杉並区教育史」上巻469頁 昭和41年3月 東京都杉並区教育委員会
  - 8 前掲「杉並区教育史」上巻472～474頁
  - 9 「渋谷区教育史」上巻315頁 平成4年3月 東京都渋谷区教育委員会
  - 10 前掲「港区教育史-120年の教育のあゆみ」上巻331～332頁
  - 11 前掲「渋谷区教育史」上巻315頁
- 2-2
- 12 前掲「小学校に於ける校外教授と遠足」 305～314頁
  - 13 前掲「小学校における校外教授と遠足」 180～305頁
  - 14 前掲「港区教育史-120年の教育のあゆみ」上巻429～431頁
  - 15 「港区教育史資料編」一 332～335頁 平成9年9月
  - 16 前掲「渋谷区教育史」上巻384頁
  - 17 東京都公文書館資料 22東京市例規、分類番号302-F3-12、文書年度大正5年、収発番号10教発152、判決大正5年3月22日
  - 18 東京市例規類集 教育篇 昭和15年3月 東京市役所
- 3
- 3-1
- 1 拙著「戦前大正期における小学校の遠足事故に関する考察」-教師の果たすべき安全保護義務に関する考察5- 明星大学教育学研究紀要第25号18～40頁 明星大学教育学研究室 平成22年3月20日
  - 2 東京朝日新聞 大正2年5月7日 5頁  
東京日日新聞の同日の記事では、生徒数約600名が、「京成電車を利用して帝釈天より鴻之台に遊

- び、午後3時頃帰路に着き、同所の砲兵十五聯隊兵管裏手より京成電車への近道をとる為め江戸川の渡船により三艘の舟に分乗」したとある。渡船場栗市を東京日日では栗山としている
- 3 「京成電鉄五十五年史」昭和42年6月 166頁
  - 4 「小学校における校外教授と遠足」野沢正浩・島田牛稚 目黒書店 大正6年5月 239～240頁
  - 5 東京朝日新聞 大正2年5月7日5頁 東京日日新聞同日記事7頁で3艘と報道
  - 6 「学校事件の教育的法律的实际研究」下巻 河野道保 文化書房 昭和9年5月 28頁（教育事件・論争史資料 事例・研究編第四巻 ゆまに書房版）
  - 7 東京朝日新聞 大正2年5月7日 5頁
  - 8 「市川の伝承民話」市川民話の会編集・調査 市川市教育委員会 平成4年3月 108頁
  - 9 「学校事件の教育的法律的实际研究」下巻27頁
  - 10 「市川の伝承民話」108頁 市川市教育委員会 平成4年3月
  - 11 東京日日新聞 大正2年5月8日 7頁
  - 12 前掲「学校事件の教育的法律的实际研究」下巻29頁
  - 13 松陽新報 大正2年6月8日 5頁 本社松江市
  - 14 一審判例 法律新聞第887号 27頁
  - 15 前掲 松陽新報大正2年6月9日 3頁
  - 16 大審院判例（刑事）大正2年11月24日大審院教育関係判例解題総集成 刑事・民事／明治・大正・昭和編 エムティ出版 78～79頁
  - 17 前掲 松陽新報大正2年6月11日 5頁
  - 18 前掲「学校事件の教育的法律的实际研究」下巻29頁
  - 19 前掲 松陽新報大正2年6月11日 5頁
  - 20 前掲 松陽新報大正2年6月10日 1頁
  - 21 前掲 松陽新報大正2年6月10日 2頁
  - 22 前掲 松陽新報大正2年7月14日 2頁
  - 23 前掲 松陽新報大正2年6月9日 3頁
  - 24 前掲 松陽新報大正2年6月10日 2頁
  - 25 前掲 「小学校における校外教授と遠足」180～184頁
  - 26 東京朝日新聞大正10年5月27日 朝刊5頁
  - 27 東京朝日新聞大正10年5月28日 朝刊3頁
  - 28 前掲「小学校における校外教授と遠足」245～248頁
- 3-2
- 29 東京朝日新聞 昭和3年5月4日 朝刊11頁
  - 30 前掲「学校事件の教育的法律的实际研究」下巻39頁
  - 31 東京朝日新聞 昭和2年5月3日 朝刊11頁
  - 32 大阪朝日新聞 昭和5年11月6日 朝刊5頁
  - 33 前掲「学校事件の教育的法律的实际研究」下巻45頁
  - 34 東京朝日新聞 昭和4年5月8日 朝刊11頁
  - 35 東京朝日新聞 昭和4年5月18日 朝刊7面
  - 36 前掲「学校事件の教育的法律的实际研究」下巻43～44頁
  - 37 前掲「学校事件の教育的法律的实际研究」下巻7頁
  - 38 平原春好「教育行政学の系譜のなかにおける教育法」 神田修編著「教育法と教育行政の理論」p77 三省堂 1993
  - 39 前掲「学校事件の教育的法律的实际研究」下巻51～52頁